

みやま市告示第198号

みやま市運送事業者支援金交付要綱を次のように定める。

令和6年7月1日

みやま市長 松嶋盛人

みやま市運送事業者支援金交付要綱

みやま市運送事業者支援金交付要綱（令和4年みやま市告示第181号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、燃油の価格上昇が運送事業者の経営に及ぼす影響を緩和し、社会インフラとして重要な運送事業者の事業の維持及び改善を図るため、市内で道路運送事業を営む事業者に対し、運送事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、みやま市補助金等交付規則（平成19年みやま市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- （1）貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業をいう。
- （2）運送事業者 道路運送事業を営む法人又は個人事業者をいう。
- （3）被けん引自動車 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第2号に規定する被けん引自動車をいう。
- （4）貨物軽自動車運送事業 貨物自動車運送事業法第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう。

（交付対象者）

第3条 支援金の交付対象となる者は、令和6年7月1日（以下「基準日」という。）時点において道路運送事業に必要な許認可を受けている運送事業者であって、現に市内に本

社又は営業所を設置しているもの（以下「交付対象者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、運送事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体

(3) 暴力団、暴力団員又は次に掲げる団体と密接な関係を有する団体

ア 暴力団が事業主又は役員に就任している団体

イ 暴力団員が実質的に運営している団体

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(交付対象車両)

第4条 支援金の交付対象となる車両（以下「交付対象車両」という。）は、交付対象者が道路運送事業の用に供するために所有し、又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用している車両（二輪を除く。）であって、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 自動車検査証において使用の本拠の位置がみやま市内であること。

(2) 貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業用自動車（自動車検査証において種別が特殊であるもの及び被けん引自動車を除く。）であること。

(支援金の交付額)

第5条 支援金の額は、1事業者につき、基準日時点における交付対象車両の台数に2万円を乗じて得た額とし、1回限り交付する。

(交付申請)

第6条 交付対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、運送事業者支援金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる運送事業者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、令和6年9月30日までに市長に申請しなければならない。

(1) 貨物自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。以下この号において「事業」という。）を営む運送事業者 次に掲げる書類

ア 事業に係る国土交通大臣の許可書、更新許可書又は国土交通大臣への許可申請書その他これらに準ずるものとして市長が認める書類のいずれかの写し

イ 交付対象車両全てに係る自動車検査証の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 貨物軽自動車運送事業を営む運送事業者 次に掲げる書類

ア 貨物軽自動車運送事業経営届出書又は貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書の写し

イ 交付対象車両全てに係る自動車検査証の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付が適当と認めるときは、速やかに交付決定を行いその旨を運送事業者支援金交付決定通知書(様式第2号)により事業者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第8条 前条の交付決定を受けた交付対象者(以下「交付決定者」という。)は、運送事業者支援金請求書(様式第3号)により市長に対し支援金の請求をするものとする。

(支援金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の請求があったときは、当該交付決定者に対して速やかに支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者が第3条に規定する交付対象者としての要件に該当しないことが明らかになった場合、又は偽りその他不正の手段等により支援金の交付を受けたことが判明した場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、当該支援金の交付決定者に対して、支援金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年7月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

みやま市運送事業者支援金 交付対象車両一覧

事業者（営業所）名

	車両番号		車両番号
1		23	
2		24	
3		25	
4		26	
5		27	
6		28	
7		29	
8		30	
9		31	
10		32	
11		33	
12		34	
13		35	
14		36	
15		37	
16		38	
17		39	
18		40	
19		41	
20		42	
21		43	
22		44	

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

みやま市長 松 嶋 盛 人

運送事業者支援金交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のあった運送事業者支援金について、下記のとおり決定しましたので、みやま市運送事業者支援金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 支援金の交付決定額 金 _____ 円

【内訳】 (_____ 台 × 20,000円)

2 特記事項

- ・支援金の申請内容に間違いがある時は、速やかに申し出ること。
- ・支援金の交付後に、申請内容に虚偽が認められた場合は、支援金を速やかに返還、又は市の指示に従うこと。

3 支払予定日

年 月 日

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

みやま市長 様

運送事業者支援金請求書

年 月 日 付けで交付決定があった運送事業者支援金について、みやま市運送事業者支援金交付要綱第8条の規定により下記のとおり請求します。

請求者住所	〒
請求者名	印
請求金額	金 円

振込先 金融機関名	(銀行名)	(支店名)
預金種別	普通・当座	口座番号
フリガナ		
口座名義		